

## 保護預り利用規定

- ・「保護預り」のご利用については、本規定によりお取扱いいたします。

北見信用金庫

(令和2年1月27日公表)

### 1. 保護預り品の範囲

(1). この保護預りでは、次に掲げるものをお預かりします。

- ①. 公社債券、株券その他の有価証券
- ②. 預貯金等の通帳・証書、契約証書、権利証、遺言書その他の重要書類
- ③. 貴金属、宝石その他の貴重品
- ④. 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの

(2). 当金庫は、前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは、保護預りをおことわりすることがあります。

### 2. 契約期間等

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する1月末日までとし、契約期間満了日までに預け主または当金庫から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

### 3. 手数料

(1). この保護預りの手数料は、店頭揭示料金表記載の料率と計算方法により1年分を前払いするものとし、毎年2月の当金庫所定の日に、預け主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ手数料に充当します。なお、当初契約期間の手数料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算により支払ってください。

(2). 手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。

(3). 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの手数料を月割計算により返戻します。

### 4. 届出事項の変更等

(1). 保護預り証や印章を失ったとき、また印章、名称、代表者、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2). 届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、預け主が通知または送付書類を受領しないなど、責任を負わなければならない事由により延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべき時に到着したものとみなします。

(3). 保護預りの契約の際には、当金庫は法令で定める本人確認等の確認を行います。保護預りの契約後も、保護預りの取引にあたり、当金庫は法令で定める本人確認等の確認を行う場合があります。この確認事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により届出てください。

### 5. 成年後見人等の届出

(1). 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様にお届けください。

(2). 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。

(3). すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。

(4). 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によってお届けください。

(5). 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

### 6. 保護預り証、印章の喪失時の取扱い

保護預り証または印章を失った場合の保護預り品の返還または保護預り証の再発行は、当金庫所定の手続後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

## 7. 印鑑照合

保護預り証、諸届その他の書類に使用された印影を届出（保護預り依頼書）の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて保護預り品の返還その他の取扱いをしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

## 8. 損害の負担等

- (1). 災害、事変その他不可抗力の事由が発生し、または当金庫の責めによらない事由により保管施設の故障等が発生したため、保護預り品の返還の申出には直ちに応じられない場合であっても、このために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2). 前項の事由による保護預り品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当金庫は責任を負いません。
- (3). 預け主の責めに帰すべき事由または保護預り品の内容物の変質等により、当金庫または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

## 9. 反社会的勢力との取引拒絶

この契約は、第10条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第10条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの保護預りの使用申込をお断りするものとします。

## 10. 解約等

- (1). この契約は、預け主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、預り証裏面の受取欄に記名および届出の印章により捺印のうえ提出し、保護預り品を引取ってください。
- (2). 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをとってください。
  - ①. 預け主が手数料を支払わないとき
  - ②. 預け主について相続の開始があったとき
  - ③. 預け主の責めに帰すべき事由または保護預り品の内容物の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
  - ④. 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
  - ⑤. 預け主がこの規定に違反したとき
  - ⑥. 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、預け主について確認した事項に関し、虚偽であることが判明した場合。
  - ⑦. マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。
- (3). 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預け主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの保護預りの利用を停止し、または預け主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。

この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをしたうえ保護預り品を引取ってください。

  - ①. 預け主が、保護預り申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。
  - ②. 預け主が、次のいずれかに該当したことが判明した場合。
    - A. 暴力団
    - B. 暴力団員
    - C. 暴力団準構成員
    - D. 暴力団関係企業
    - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
    - F. その他前各号に準ずる者
  - ③. 預け主が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合。
    - A. 暴力的な要求行為
    - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
    - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
    - E. その他前各号に準ずる行為
- (4). 前2項による保護預り品の引取り手続きが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から引取り日の属する月までの手数料相当額を月割り計算により支払ってください。この場合、第3条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当金庫はこの不足額を引取りの日に

第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

- (5) 第1項または第2項による保護預り品の引取り手続きが3か月以上遅延したときは、当金庫は開封のうえ保護預り品の内容物を別途管理し、もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当金庫は開封に際して公証人等に立ち会いを求めることができます。これらに要する費用は預け主の負担とします。
- (6) 手数料、遅延損害金その他預け主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当金庫からの請求がありしだい支払ってください。

#### 11. 保護預り品の一時引取り等

- (1) 保護預り品の保管施設の修繕または移転その他やむを得ない事由により、当金庫が保護預り品の一時引取りを求めたときは、直ちにこれに応じてください。
- (2) 前項の事由が生じたときは、当金庫は預け主にあらかじめ通知することにより当金庫の本支店または当金庫が相当と認める第三者に保護預り品の保管を委託することができるものとします。

#### 12. 緊急措置

法令の定めるところにより保護預り品の開示もしくは引渡しを求められたとき、または店舗の火災、保護預り品の異変等緊急をようするときは、当金庫は開封し、臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

#### 13. 公告等の調査等

当金庫は、お預かりした有価証券等について、償還公告・公告債権・除権判決の公告等についての調査義務を負いません。

#### 14. 譲渡、質入れの禁止

この契約による預け主の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および保護預り証は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

#### 15. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

(令和2年3月2日現在)